

《世界人権宣言70周年》

12月4日から10日までは人権週間です

「世界人権宣言」は、基本的人権及び自由を尊重し確保するために、世界の全ての人々と全ての国々とは達成すべき共通の基準として、昭和23年(1948年)12月10日の第3回国際連合総会において採択されました。

国際連合は、世界人権宣言の採択を記念して、採択日の12月10日を「人権デー (Human Rights Day)」と定め、加盟国に対し人権擁護活動を推進するための各種行事を実施するよう要請しています。

法務省及び全国人権擁護委員連合会は、世界人権宣言採択の翌年の昭和24年(1949年)以来、関係機関等の協力を得て、「人権デー」を最終日とする1週間を「人権週間」と定め、世界人権宣言の意義を訴えとともに人権尊重思想の普及高揚に努めてきたところです。

そこで本年も、12月4日から12月10日までの1週間を「第70回人権週間」と定め、各種啓発活動を実施しようとするものです。

高知地方法務局及び高知県人権擁護委員連合会においても、今年度の人権週間行事のひとつとして、県内の主要箇所「特設人権相談所」を開設し、DV、セクハラ、ストーカーなどの女性に関する人権問題や、児童虐待、いじめ、体罰など子どもに関する人権問題、高齢者や障害者に対する差別や虐待、その他くらしの悩みごと等、人権に関する御相談をお受けします。相談は無料で、秘密は厳守します。

気軽に、最寄りの「相談窓口」を御利用ください。

※お問い合わせは、最寄りの法務局又は市町村の担当窓口又は人権擁護委員まで。

「くらしの悩みごと相談所」

12月4日(火)は、高知よさこい咲都合同庁舎で「くらしの悩みごと相談所」が開催されます。同会場において、人権擁護委員が、地域住民の皆様の様々な悩みごとの相談をお受けいたします。皆様、気軽にお越しください。

記

- ▶日 時 12月4日(火) 10:00~12:00、13:00~16:00 (相談受付は15:30まで)
- ▶会 場 高知よさこい咲都合同庁舎 7F会議室 (高知市栄田町2丁目2-10)
- ▶相談担当者 弁護士資格を有する人権擁護委員、司法書士資格を有する人権擁護委員
- ▶相談内容 差別待遇、暴行・虐待、いじめ、DV等
家庭及び近隣関係等における法律・人権問題に関するあらゆる相談
- ▶その他 事前予約制です。下記お問い合わせ先でご予約ください。
相談は無料で、相談内容の秘密は厳守します。
- 問い合わせ 高知地方法務局人権擁護課 ☎ 088-822-3503



DVはあなただけでなく子どもたちも苦しめています!

DV (ドメスティック・バイオレンス) は、配偶者や恋人に対する体や心への暴力のことです。身体的な暴力や言葉での暴力のほかにも、生活費を渡さない、外出を制限することなども、DVにあたります。子どもさんの目の前でされるDVは、児童虐待にもあたります

今、DVで苦しんでいるあなた、回りで苦しんでいる人を知っているあなた、一人で悩まず、相談してください。

秘密は守られます。

相談先	女性相談支援センター 〔配偶者暴力相談、支援センター〕	こうち男女共同参画 センター「ソーレ」	警 察	役場窓口
対 象 者	女性、DV被害者である男性	女性、男性	暴力被害者	女性、男性
電話番号	☎ 088-833-0783	女性対象相談 ☎ 088-873-9555 男性対象相談 ☎ 088-873-9100	警察本部の総合相談係 (#9110又は ☎ 088-823-9110) 最寄りの警察署の 生活安全担当課	総合政策課 ☎ 088-893-1112 又は ほけん福祉課 ☎ 088-893-3810
相談時間 等	月~金 9:00~22:00 (17:15~18:00は除く) 土・日・祝日 9:00~20:00 (12:00~12:50、17:30~ 17:40は除く) 年末年始は休み	【女性対象相談】 休館日を除く 9時~17時 【男性対象相談/事前予約制】 第1・3火曜日、第4水曜日 18時~20時 (※休館日:第2水曜日、祝日、年末年始)	夜間・休日は、 当直員対応 緊急の場合は、 110番へ	月~金 8:30~17:15 (土・日・祝日・ 年末年始は除く)

~ あなたとあなたの周りの大切な人を守りましょう。~